

産科における金曜日の診療時間外の  
救急当直が令和7年1月10日より  
当番制に変わります。

磐田市立総合病院



中東遠総合医療センター

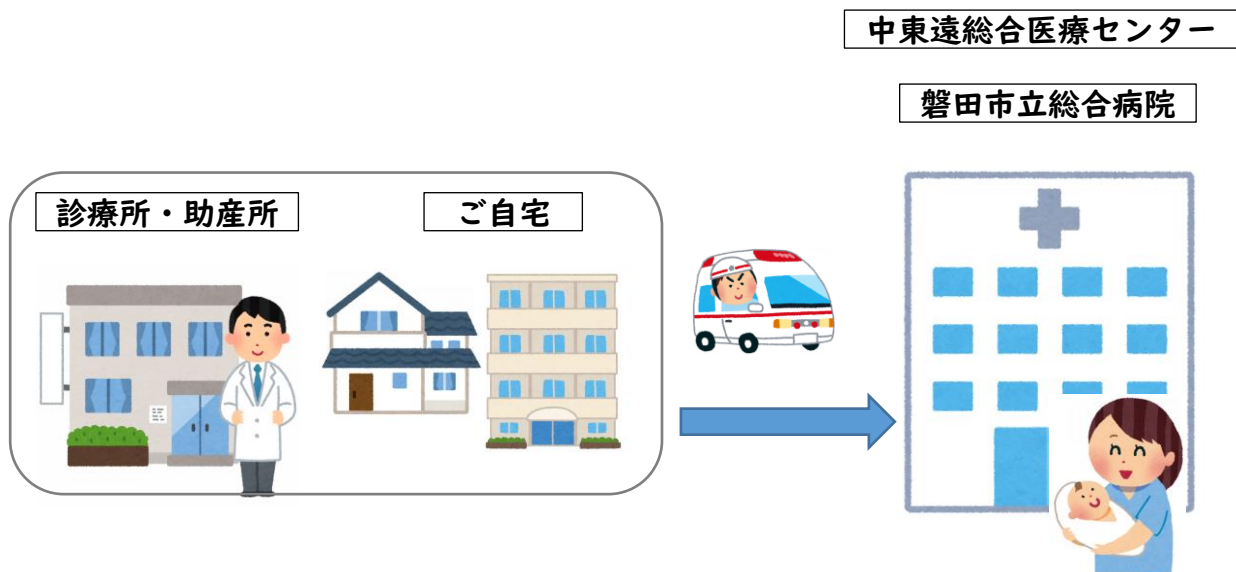
区分	当番日	備考
磐田市立総合病院	毎月第1、3、5金曜日	17時～翌8時15分
中東遠総合医療センター	毎月第2、4金曜日	17時～翌8時15分

※金曜日以外の日は、状態や妊娠週数などにより受け入れが可能な最寄りの病院に搬送される  
こととなります。

※今後、当番日等は変更となることがあります。

令和6年4月より、医師も働き方改革がスタートしています。

これに対応しながら中東遠地域での持続可能な分娩体制を維持していくため、中東遠総合医療センターと磐田市立総合病院では、産科における金曜日の診療時間外の救急当直を、令和7年1月10日より当番制で実施していくこととなりました。



金曜日の診療時間外に救急搬送が必要となった場合、週ごと決められた当番病院(中東遠総合医療センターか磐田市立総合病院)へ搬送されます。

※当番病院で受入れが困難な場合は聖隷浜松病院や浜松医科大学へ搬送されます。

※中東遠総合医療センター、磐田市立総合病院のいずれかの病院を「かかりつけ」として通院している妊婦さんは、当番制となっても変わらず「かかりつけ」の病院に搬送されます。

\*「かかりつけ」とは？

⇒当該病院で出産を予定し、同病院で一般検診を受けること



《問い合わせ》

掛川市健康福祉部地域包括ケア推進課

電話 0537-21-1324 (直通)